

武藏村山市立大南学園第七小学校ほか3校
LED化 ESCO事業委託仕様書

令和8年2月

教育部教育総務課教育施設整備係

1 件名

武蔵村山市立大南学園第七小学校ほか3校 LED 化 ESCO 事業委託

2 事業目的

武蔵村山市立大南学園第七小学校ほか3校 LED 化 ESCO 事業委託（以下「本事業」という。）は、武蔵村山市（以下「市」という。）の大南学園第七小学校、第八小学校、第九小学校及び大南学園第四中学校における照明器具のうち、LED 化未施工の照明器具を ESCO 事業（武蔵村山市立大南学園第七小学校、第八小学校、第九小学校及び大南学園第四中学校の照明器具のうち、LED 化未施工の照明器具について、事業の実施により得られる省エネルギー効果を保証するものとして、LED 化に必要な設計、施工、維持管理等の包括的なサービスを提供する事業をいう。）により LED 化することで、教育環境の改善・向上を図るとともに、省エネルギー化による電力使用量及び二酸化炭素排出量を削減することを目的とする。

3 契約方式

ギャランティード・セイビングス契約（自己資金型）

4 照明器具の数量及び種類

別紙「施設別照明リスト」による

5 事業内容

- (1) 請負者は、委託契約締結後自らが行った提案をもとに事業対象施設の現地調査（現状器具の消費電力等を含む。）及び詳細設計を実施する。
- (2) 現地調査及び詳細設計に基づき、照明リスト、施工図面（プロット図程度）、施工内容、施工数量、エネルギー削減量等を記載した実施計画書を作成する。なお、エネルギー削減量の算出方法は室ごとに市が設定する想定年間使用時間と請負者が提案した照明器具の仕様に基づき、施工前後における電力使用量を机上計算にて算出することとする。
- (3) 令和9年3月31日（月）までに照明器具更新工事を終了する。
- (4) 令和9年4月1日（木）から令和12年3月31日（日）までを維持管理期間とする。
- (5) 維持管理期間中は適切な検証方法により提案時の省エネルギー効果の実現度について確認すること。
- (6) 契約期間中、更新した照明器具の性能を保証するものとする。

6 事業費に含む事項

- (1) 現地調査及び詳細設計の実施
- (2) 実施計画書の作成
- (3) 契約に要する経費（印紙代は、請負者の負担とする。）
- (4) 使用する機器の調達
- (5) 施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の手続き事務

- (6) 工事施工及び施工監理
- (7) 撤去した設備の運搬・廃棄処分
- (8) ESCO 設備の効果検証や維持管理業務
- (9) その他本事業の実施に伴う経費

7 機器仕様

(1) 基本事項

- ア LED 照明器具は、全て新品であること。
- イ LED 照明器具メーカーは、一般社団法人日本照明工業会の会員企業であり、かつ日本国内に本社があること。
- ウ ISO14001 及び ISO9001 を取得した工場で製造された製品とする。
- エ 原則として、敷地内の照明器具のうち LED 化がされていないものについて、全て LED 照明への取替を行う。現在、器具又は管球を取り外し、点灯を間引きしている照明器具についても LED 照明への取替を行う。
- オ ランプ交換のみではなく、器具ごとの交換とする。ただし、現地調査を実施後、交換に適した器具が存在しないなど、合理的な理由がある場合は市と協議を行うこととする。
- カ 器具の交換について、既存の器具を撤去する際には必ず既存の安定器も含めて撤去すること。
- キ 器具の入力電圧は既設と同一とし、供給側で電圧の変更は行わない。
- ク 電源内蔵型の器具を選定すること。
- ケ 電気用品安全法に適合しているもの、また、LED 照明に関する日本産業規格（以下、「JIS 規格」という。）に適合するものを選定すること。
- コ 埋込型照明器具を取り換える場合には、埋込寸法の差により天井に隙間が生じないよう処置を行うこと。それ以外の照明器具を取り換える場合には、既設照明の取付跡が見えないように配慮すること。
- サ 器具の選定に当たっては、設置環境に耐えうる器具を選定すること。
- シ 既存器具が調光器を使用している場合は、調光対応とすること。ただし、屋内運動場体育室用投光器については、すべて調光対応とすること。

(2) 器具仕様（共通）

- ア 光源寿命は、40,000 時間以上（光束維持率 70%以上）の製品とする。
- イ 色温度は、既存器具と同等を基本とする。
- ウ 教室及び管理諸室に使用する照明器具の平均演色評価数 (Ra) は、80 以上とする。
- エ 既設照明器具が防雨・防湿・防塵器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。

(3) 器具仕様（直管形蛍光灯器具改修）

- ア 普通教室及びそれに準じる教室の直管形蛍光灯器具については、学校環境衛生管理マ

ニュアル（文部科学省）に定める照度基準を満たすものを選定すること。

イ それ以外の場所についても、同マニュアルに記載のとおり、JIS規格 Z9110に規定する学校施設の人工照明の照度基準に適合するものを選定すること。

ウ その他

電源装置の出力電流波形、配光、ランプ本体耐熱性、絶縁抵抗・耐電圧、高調波、電磁波については、使用に当たってちらつきや電波雑音など特段の問題を生じないこと。

(4) 器具仕様（その他の照明器具改修）

ア その他の蛍光灯、ダウンライト、スポットライト及びブラケット灯等については、既存と同等の光色、光束、機能を有する器具に取り換えること。

イ 誘導灯についても、LED光源の誘導灯に取り換えること。原則として同等以上の性能を持つ器具を設置することとするが、所轄の官公庁との協議により、現行法令適合することが確認できればこの限りではない。

(5) その他

ア ESCO事業委託期間中は、学校環境衛生管理マニュアル及びJIS規格に規定する照度を下回らないよう、詳細設計において適切な照明器具を選定すること。

イ 蛍光ランプとLEDランプを取り違える可能性がないLED照明器具とすること。

ウ 学校施設内の非常用照明は、通常照明に置き換えることを原則とする。ただし、学童保育所及び公民館については、関係法令を遵守の上、適切な照明器具を選定すること。

8 施工について

(1) 全体的事項

ア 業務の実施に当たっては、電気事業法、電気工事士法、建設業法等関係法令を遵守した上で施工を行うこと。また、本要領に定めのない事項については、東京都電気設備工事標準仕様書（最新版）に準拠すること。

イ 施設内で、別工事がある場合は、別工事の工事業者との調整に協力すること。

ウ 更新工事等に必要となる光熱水費並びに現場事務所の用に供する土地又は室、その他市が提供すると認めたものは市の負担とする。

エ 請負者は市が提供した現場事務所の用に供する土地又は室は、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

オ 設置期限は、令和9年3月15日（月）とする。

(2) 施工準備

ア 現地調査及び詳細設計において、回路調査等を十分に実施し、作業を安全かつ確実に実施すること。なお、現地調査の実施に当たっては、事前に施設管理者の承諾を得て実施すること。

イ 作業日程は、土・日曜日、祝日、長期休業期間（夏、冬、春休み）を基本として、詳細

は施設管理者を交えて協議し、決定する。

ウ 搬出入経路、車両の駐車スペース、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の必要な場所の確保については、事前に施設管理者と協議の上、決定する。

(3) 施工

- ア 交換作業に当たっての安全管理については、労働安全衛生法等関連法令を遵守の上、請負者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- イ 交換作業において発生する軽微な補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- ウ 停電等、施設運営上必要な機能を停止する場合は、事前に施設管理者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。また、停電等に伴う届出手続及びその費用は請負者の負担とする。
- エ 照明器具の取付方法については、既設器具が埋込の場合は埋込とし、各器具の標準仕様（取付説明書記載例等）による。また、取付けについては、既存アンカーボルト等の再使用を可とする。ただし、再使用に耐えうる状態かどうかについて確認・検討した上で、再使用の可否を判断すること。また、その長さや位置等は、現地調査及び詳細設計の際に確認し、加工が必要な場合は取付金物等を請負者負担で用意すること。
- オ 施工のために器具周囲の建築材料を損傷させる場合は、アスベスト含有みなし（レベル3相当）として対応し、請負者負担で行うこと。
- カ 作業中は粉塵の飛散に十分注意し必要な養生を行うとともに、作業終了後に床等の清掃を行うこと。
- キ 設置作業後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを書面で報告すること。
- ク 設置後の照度測定は、施設ごとに少なくともフロアごとに普通教室1箇所を実施し、その結果を書面で報告すること。なお、照度測定に当たっては、計量法による検定に合格した特定計量器を使用することとし、検定に合格していることを証する書類を添付すること。
- ケ 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取扱いについては、関係法令を遵守の上、処分すること。
- コ 作業中に事故が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、市に帰責事由がない限り、請負者の責任及び費用負担で、被害者対応及び現状復旧等を行うこと。
- サ 作業に当たって必要となる電気、水道等は、施設運営に支障のない範囲で現地施設のものを貸与する。
- シ 配線配管等は、既設のものを流用するものとする。ただし、著しい劣化等が見受けられる場合は、別途協議するものとする。
- ス 設置する照明器具は、落下することができないよう取り付けるものとし、必要に応じて落下防止ワイヤー等の落下防止対策を行うこと。
- セ 誘導灯・非常照明器具の交換については、関係法令を遵守するとともに所管の官公庁

との協議及び届出手続き（書類作成含）を行うこと。また、「平成20年3月10日 国土交通省告示第285号」を参照し、建築設備の定期検査報告相当の検査・点検を行い、報告書を提出すること。事業期間直後の点検で不備があった場合は、請負者の責任で対応するものとする。

ソ 撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取扱いについては、関係法令を遵守し請負者で処分するものとする。PCB を含む安定器があった場合には、取扱いについて別途、市と協議するものとする。

(4) 作業完了

設置作業終了後、市に以下の項目の電子データを提出すること。（任意様式）

ア 絶縁抵抗測定（作業前・作業後、分電盤の分岐回路ごと）

イ 照度測定結果

ウ 作業前・作業後の工事写真

撮影箇所等は、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版に準拠する。

増灯等、必要に応じて作業中の工事写真を求めることがある。

エ 電灯配置図

オ 照明器具姿図

カ 分電盤回路図 ※回路を変更した場合等。各回路の負荷容量（例：○○VA）は示すこと。

キ 製品取扱説明書（施設ごと・機器ごとに1部）

ク 産業廃棄物管理票（マニュフェスト）

ケ 設置完了届

コ 目的物引渡書

サ その他、設置及び維持管理に必要な資料

(5) その他

ア 交換した照明器具について、目的物引渡書の提出までの期間、仮使用として使用することを了承すること。

イ 交換した照明器具を、やむを得ない事情等により、取り外し又は再設置（設置場所の変更を含む）を行う場合、作業方法等について、事前に協議を行う。

ウ 明記なき事項についても、本事業を履行する上で当然必要と思われるものは本事業に含まれるものとする。

9 維持管理

- (1) 維持管理期間中、請負者は、市から通知を受けたときは、直ちにESCO設備等の点検を行い、設備の使用に支障をきたさないよう、市の承諾を受けた範囲の復旧、調整等を行わなければならない。
- (2) 前項により請負者がESCO設備等の復旧、調整を行う際の経費については、請負者の責めに帰することのできない事由により生じた場合を除き、請負者がこれを負担する。

- (3) 請負者は、更新対象となる照明の快適性能を従来どおり維持する。
- (4) 維持管理期間中、請負者は、実施計画書で示したエネルギー削減量が達成できているかの効果検証を行う。検証に必要な、月ごとの電力使用量等の各施設に関する資料は、適宜市が提供する。
- (5) 維持管理期間中、請負者は年度ごとに ESCO 設備の保守管理に関する履歴及びエネルギー削減量の実現度に関する効果検証の報告書を市に提出しなければならない。

10 検査

- (1) 請負者は、施工に係る業務が完了したときは、「8 施工について (4) 作業完了」のアからサに示す資料及び各施設の更新した LED 照明器具について、市の検査を受けるものとする。
- (2) 請負者は、施工に係る業務に関する市の職員が行う検査に立ち会わなければならない。検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- (3) 請負者は、維持管理期間中は年度ごとに、維持管理に係る業務について、市の検査を受けるものとする。市は「9 維持管理」の(5)で求めている報告書について検査をする。

11 本事業の要件

(1) 誠実な業務遂行義務

請負者は、本仕様書、関係資料及び委託契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

(2) 契約期間中の請負者と市の関わり

本事業は請負者の責により遂行され、市は適宜事業実施状況について確認を行うことができる。

(3) 請負者と市の責任分担

ア 基本的考え方

ESCO 提案が達成できることによる損失は、原則として請負者が負担しなければならない。ただし、異常気象や運営状況の大幅な変動等、請負者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、請負者が合理的な根拠を示した申出を行うことにより、別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

市と請負者の責任分担は、原則として別表 1 「予想されるリスクと責任分担」によるものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

ウ 事業の継続が困難となった場合における措置

事業の継続が困難となった場合における措置については、委託契約書において定めるものとする。

12 施工場所

【施工場所一覧】

No.	名 称	住 所
1	大南学園第七小学校 ※1	武藏村山市大南二丁目 78 番地の 1
2	第八小学校	武藏村山市三ツ藤二丁目 50 番地の 1
3	第九小学校 ※2	武藏村山市学園一丁目 85 番地の 1
4	大南学園第四中学校	武藏村山市大南二丁目 79 番地の 1

※1：公民館・学童クラブを含む。

※2：学童クラブを含む。

13 秘密の保持

請負者は、業務の履行に際して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。このことは、履行期間終了後も同様とし、そのために必要な措置を講ずること。

14 個人情報の保護

この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

15 瑕疵担保責任

本事業の検査完了後、瑕疵が発見された場合、請負者は無償で補修・追完を行うものとする。

16 情報セキュリティポリシーを踏ました業務の履行

武藏村山市情報セキュリティポリシーの要旨を踏まえ、以下の事項を遵守すること。

(1) 複写及び複製の禁止

請負者は、この契約に基づく業務を処理するため、市が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「市からの貸与品」という。）を、市の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

(2) 作業場所以外への持出禁止

請負者は、市からの貸与品（複写及び複製したものを含む。）について、市が認める場所以外へ持ち出してはならない。

17 環境により良い自動車の利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関

する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

18 その他

その他本仕様書に記載のない事項、又はその他疑義が生じた場合は、市、請負者で協議の上、決定すること。

別表 1

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	請負者
共通	実施要領の誤り	実施要領等の市作成資料の重大な誤り	○	
	提案の未達	ESCO 提案が達成できない場合		○
	安全性の確保	設計・改修・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・改修・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	消費税の変更	○	
		消費税以外の税で、法令上又は制度上その税の負担者が市となるべき税の新設	○	
		消費税以外の税で、法令上又は制度上その税の負担者が請負者となるべき税の新設		○
	事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
		周辺住民の反対等による事業の中止・延期	○	○
		設備改修に必要な許可等の取得遅延によるもの		○
		市の不注意等による建設許可等の遅延によるもの	○	
		請負者の事業放棄、破綻によるもの		○
計画 設計 段階	不可抗力	天災等の不可抗力による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	設計費に対して影響のある急激なインフレ・デフレ	○	○
	設計変更	市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		請負者の指示・判断の不備によるもの		○
	応募コスト	応募コストの負担		○
建設 段階	資金調達	必要な資金の確保		○
	第三者賠償	調査・改修における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災等の不可抗力による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	改修費に対して影響のある急激なインフレ・デフレ	○	○
	用地の確保	対象施設敷地内の必要用地の確保	○	
	許認可の取得等	道路使用許可等の各種法令に基づき必要な許可申請手続		○
	立入許可	市有施設や市有地への立入許可	○	
		民間施設や民有地への立入許可		○
	設計変更	市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		請負者の指示・判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの延期	○	
		請負者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○
	工事費増大	市の指示・承諾による工事費の増大	○	
		請負者の判断の不備によるもの		○
	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
	一時的損害	引き渡し前に改修目的物に生じた損害		○
		引き渡し前に改修に起因し施設に生じた損害		○
維持 管理 関係	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立入許可	合理的な理由なく必要な施設への立入許可がおりない場合の事業未遂行	○	
		事業者の責による維持管理費用の増大		○
	ESCO 設備の損傷	当市の故意・過失又は市の施設による ESCO 設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する ESCO 設備の損傷		○
	公共施設損傷	事業者の故意・過失又は、ESCO 設備の通常使用に起因する当市の施設・設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による市の施設・設備の損傷	○	

	契約不適合	ESCO 設備に関する契約不適合責任		<input type="radio"/>
	不可抗力	天災等の不可抗力による市の施設の損傷	<input type="radio"/>	
		天災等の不可抗力による ESCO 設備等の損傷	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	設備の不良	ESCO 設備が所定の性能を達成しない場合		<input type="radio"/>
		光熱費単価	<input type="radio"/>	
		エネルギー消費量	<input type="radio"/>	
		機器の使用状況・稼働率等の変動や運転管理方法の顕著な変更		
		上記以外の変動要因の場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
支払 関係	金利の変動	金利の変動		<input type="radio"/>
	税率の変更	消費税率の変更	<input type="radio"/>	
	支払遅延・不能	市の責による支払の遅延・不能	<input type="radio"/>	
		計測・検証報告の遅延により支払いを留保する場合		<input type="radio"/>

個人情報等の取扱いに関する特記仕様書

(法令等の遵守)

第1条 受注者（以下「乙」という。）は、発注者（以下「甲」という。）との間で締結する本契約の履行に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下本特記仕様書において「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（以下「個人情報保護法ガイドライン」という。）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（以下「特定個人情報ガイドライン」という。）、武藏村山市情報セキュリティポリシーその他関係法令等（以下これらを「法令等」という。）を遵守しなければならない。

(定義)

第2条 本特記仕様書で使用する用語は、法及び番号法で使用する用語の例による。

(秘密保持)

第3条 乙は、法令に特別の定めがある場合を除き、本契約の履行に際して知り得た個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

2 乙は、本契約の履行に携わる乙の従業者（以下単に「従業者」という。）に、個人情報等の秘密保持に係る誓約書を提出させなければならない。

(安全管理措置)

第4条 乙は、本契約の範囲内において、個人情報等の取扱いについて甲が採るべき措置と同等の安全管理措置（個人情報保護法ガイドライン及び特定個人情報ガイドラインで求められる安全管理措置をいう。）を講じる義務を負う。

(従業者の明確化)

第5条 乙は、従業者のうちから、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）に規定する総括保護管理者、保護管理者、保護担当者（特定個人情報については、特定個人情報ガイドラインに規定する総括責任者、保護責任者、事務取扱担当者）及び監査責任者に相当する者（以下「総括保護管理者等」という。）を指名し、個人情報等の安全管理体制の確保及び維持に努めなければならない。

2 乙は、本契約の締結後、速やかに総括保護管理者等を指名し、総括保護管理者等の氏名、役職等及び個人情報等の安全管理体制について甲に書面で届出を行い、承認を得なければならない。総括保護管理者等又は個人情報等の安全管理体制を変更する場合も同様とする。

(監督・教育)

- 第6条 乙は、本特記仕様書及び法令等が遵守されるよう従業者を監督しなければならない。
- 2 乙は、従業者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他法令等で定められた安全管理措置に関する教育及び研修を実施しなければならない。

(作業場所)

- 第7条 乙は、あらかじめ個人情報等を取り扱う事務を行う作業場所（特定個人情報を取り扱う事務については、特定個人情報ガイドラインに規定する取扱区域及び管理区域をいう。以下同じ。）を定め、本契約締結後、速やかに甲に書面で届出を行い、承諾を得なければならぬ。作業場所を変更する場合も同様とする。
- 2 乙は、甲の事業所内に作業場所を設置するときは、当該事業所に出入りする全ての従業者に乙が発行する身分証を携帯させなければならない。

(持出しの禁止)

- 第8条 乙は、本契約において取り扱う個人情報等を作業場所以外の場所に持ち出してはならない。ただし、持出しの理由、方法、場所、持ち出す個人情報等の範囲その他甲の指定する事項について、書面によりあらかじめ甲に申し出て承諾を得た場合は、施錠可能な容器に入れる等の盗難防止措置（電磁的記録媒体で持出しを行う場合は、暗号化等の安全管理措置を含む。）を講じる場合に限り、持ち出すことができる。

(目的外利用等の禁止)

- 第9条 乙は、法令に特別の定めがある場合を除き、本契約に係る個人情報等を利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供（以下「目的外利用等」という。）してはならない。
- 2 乙は、個人情報等の目的外利用等を行うときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならぬ。ただし、やむを得ない理由により事前に承諾を得ることができない場合は、目的外利用等の後、直ちに報告を行うこととする。

(複製等の制限)

- 第10条 乙は、甲の指示又は承諾を受けた場合を除き、甲から提供又は貸与を受けた個人情報等が記録された資料を複写し、又は複製してはならない。

(管理)

- 第11条 乙は、本契約に係る個人情報等の管理に当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 利用目的、収集から廃棄までの手続を明記し従業者に周知する等、違法な利用や漏えい等の事故発生を防ぐ措置
- (2) 施錠可能な書庫等で保管し、個人情報等を保有する端末のワイヤーロックを行う等、盗難を防止する措置

- (3) 個人情報等の保管場所への入退室及び機器の持込みを管理する措置
- (4) 個人情報等を電子データで保管する場合には、次に掲げる措置
 - ア 電子データにアクセスできる者及びアクセスできる個人情報ファイル又は特定個人情報ファイルの限定、アクセスログの分析等
 - イ 電子データを保管する端末への機器接続制限
 - ウ 2段階以上のアクセス認証
 - エ セキュリティソフト、ファイアウォール等による外部からの不正アクセス、サイバーアクセス等の防止
 - オ 電子データを保管する端末をインターネットから独立させる等の手段によるデータの漏えい防止

(受渡し)

第12条 本契約の履行に必要な個人情報等の受渡しは、甲が指定した日時及び場所において行うものとし、乙は、個人情報等の受渡しを受けたときは、甲に対して受領証を提出しなければならない。

(返却又は消去等)

第13条 乙は、本契約が終了したとき又は甲の求めがあったときは、直ちに個人情報等を甲に返却するものとする。ただし、甲から指示があったときは、文書に記録されたものについては溶解等の方法により、電磁的記録媒体に記録されたものについては物理的若しくは磁気的な破壊、ソフトウェアによるデータ消去等の復元不可能な方法により消去し、又は廃棄することができる。

2 乙は、前項ただし書の規定により個人情報等を消去し、又は廃棄するときは、甲乙協議により期限を定めた上で、乙の責任により行うものとし、個人情報等の消去又は廃棄が完了したときは、その完了した事実を証する書類を甲に提出しなければならない。

(再委託の制限)

第14条 乙は、本契約に係る業務の一部を再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）してはならない。ただし、再委託先の名称、再委託の理由、再委託する業務の内容、再委託先において取り扱う個人情報等、再委託先における安全管理措置、再委託先に対する管理・監督の方法その他甲が指定する事項を明らかにした上で書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により再委託を行う場合は、乙は、本契約に係る契約書に定める事項及び法令等を遵守するよう再委託先の管理・監督を行わなければならない。

3 第3条から前条までの規定は、再委託を行う場合について準用する。

(情報漏えい等が発生した場合の措置及び責任)

第15条 乙は、本契約に関し個人情報等の漏えい、滅失、毀損等の事故が発生したときは、直

ちに必要な調査を行い、当該事故の内容、発生場所、発生状況、事故に係る個人情報等の内容及び件数その他甲が指定する事項について、書面で甲に報告するとともに、影響を最小限に抑える方策及び再発防止策を講じ、書面により速やかに甲に報告しなければならない。この場合において、甲は、これらの報告の内容について、個人情報保護委員会に報告し、及び公表することができる。

- 2 乙は、乙の責めに帰すべき事由により発生した個人情報等の漏えい等の事故により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前2項の規定は、本契約終了後に発覚した事故に対しても適用する。

(契約内容の遵守に関する報告等)

第16条 乙は、本特記仕様書の遵守状況について、定期に書面で甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、個人情報等の取扱状況、再委託先の監督状況、安全管理体制等に関して甲からの求めがあったときは、書面により直ちに甲に報告しなければならない。

(必要があると認めるときの実地調査又は監査)

第17条 甲又は甲が指定した者は、乙（第14条第1項ただし書の規定に基づき、本契約に係る業務の一部を再委託する場合の再委託先を含む。以下本条において同じ。）の業務に支障を生じさせない範囲において、隨時に乙の施設への立入り、必要な書類の閲覧・複写、乙の従業者への聴取等、本特記仕様書に基づき適切な措置が講じられているかを確認し、及び検証するための調査又は監査を実施することができる。この場合において、乙は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲が指定した者が行う調査又は監査に協力しなければならない。

- 2 甲は、前項の調査又は監査の目的を達成するために必要な範囲において、乙に対して情報の提供を求め、又は改善のための指示を行うことができる。

(法令等に違反した場合の契約解除及び賠償)

第18条 甲は、乙が法令等の規定又は本特記仕様書に定める義務に違反したときは、本契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により契約を解除されたときは、損害金として甲に対して契約金額（単価契約であって仕様書等の記載により予定数量が明らかな場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の10分の1に相当する額を支払わなければならない。ただし、契約の解除により甲に生じた実際の損害額が当該10分の1に相当する額を超える場合は、実際の損害額に相当する額を賠償するものとする。

(管轄の合意)

第19条 本特記仕様書に規定された事項に関連して生じた甲乙間の紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。